

令和2年4月8日

寄居町立各小・中学生保護者 様

寄居町教育委員会

新型コロナウイルス感染症の拡大抑制のための臨時休業について（お知らせ）

4月7日夕刻、安倍晋三内閣総理大臣より、緊急事態宣言を受け、埼玉県教育委員会から小・中学校において、5月6日（水）までの間、臨時休業の措置をとることについて、緊急の要請が表明されました。

町教育委員会といたしましては、今回の要請の重大性・緊急性などを十分認識し、下記のとおり、臨時休業の措置をとることといたしましたので、お知らせいたします。（登校日を設けます）

なお、児童生徒が自宅で一人で過ごすことができない場合、受け入れ先がない在籍児童生徒に限り学校施設に受け入れますので、在籍学校まで御相談ください。児童生徒の健康と安全を第一に考え対応してまいりますので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

記

1 県からの要請内容

- (1) 臨時休業を行い、授業や部活動、学校施設の開放等を行わない。
- (2) 子供が自宅でどうしても一人で過ごすことができない場合は、在籍する子供のうち受け入れ先がない者を学校施設に受け入れる。

2 臨時休業の期間 令和2年4月8日（水）から5月6日（水）まで

- #### 3 登校日
- | | |
|------|---------------------------------|
| 4月8日 | （小・中学校ともに3時間、給食なし） |
| 9日 | （小・中学校ともに3時間、給食なし） |
| 10日 | （小学校は3時間給食なし）
（中学校は給食を提供します） |

※13日以降の登校日は決定したらお知らせします。

4 児童生徒の受け入れについて

- (1) 対象 自宅で一人で過ごすことのできない在籍児童生徒（保護者等が就業しており、どうしても仕事を休めない等の理由がある場合）
- (2) 期間 令和2年4月13日（月）～5月1日（金）
- (3) 時間 通常の学校における在校時間の範囲内
- (4) 内容 家庭学習、自習道具を持参してください。
- (5) その他 ・児童生徒の送迎は、保護者の責任において行ってください。
・給食はありませんので、必要に応じて昼食を持たせてください。

5 その他

- (1) 中学校の部活動についても、中止といたします。
- (2) 不要不急の外出は避け、感染予防に努めてください。
- (3) 休業の期間中は、学校から定期的に健康確認の連絡をさせていただきます。
- (4) 発熱等、かぜの症状が出た場合は、在籍している学校まで御連絡ください。
- (5) 登校して、感染等が心配されるご家庭は学校に相談をしていただきたいと思います。